

## 運送業務基本契約書

株式会社\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と株式会社\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲の取り扱う貨物の運送業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

### 第1条

甲は乙に、本業務を委託し、その対価として所定の運賃および料金を支払うことを約し、乙は甲による委託の趣旨に従い本業務を忠実に履行することを約した。

（個別の運送契約）

### 第2条

- 1 個別の運送契約は、本契約に従い、甲が乙に対し、貨物の種類（品名）、数量、貨物の積込および取卸しの日時、場所、運送方法等を指図して、書面、ファクシミリ送信、電子メール送信等の適切な方法により通知することにより成立する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が甲からの指図内容について履行できないと判断した場合、乙は甲に対し速やかにその旨を連絡し、甲の指示を求めなければならない。

（業務の範囲）

### 第3条

甲が乙に委託する本業務の範囲および方法は、別紙覚書に定めるものとする。

（運賃および料金）

### 第4条

運賃および料金（以下、両者を合わせて「運賃等」という。）は、別紙覚書に定めるものとする。

（運賃等の改定）

### 第5条

第4条の運賃等は、本契約の期間中であっても、燃料の高騰、公租公課の変更、経済情勢の変動、その他の理由により不相当となった場合は、甲乙協議の

上、改定することができる。

(運送状と運送引受書)

#### 第6条

甲は乙に対し、貨物運送を申し込む都度、積込日時、積込場所、取卸し日時、取卸し場所、運送品の概要、運送車両等を記載した運送状を発行して交付し、これに対し乙は甲に対し運送引受書を発行して交付する。

(善管注意義務)

#### 第7条

1 乙および乙の従業員は、本業務を個別契約の諸条件に従い、善良な管理者の注意義務をもって遂行しなければならない、特に次の事項を遵守する。

- ① 乙は、取引先に対する甲の信用を損なわないようにしなければならない。
- ② 乙は、貨物の取扱いに十分な注意をはらい、貨物事故を起こさない。
- ③ 乙は、本業務の遂行にあたり、近隣住民等に迷惑にならないよう留意しなければならない。

(権利・義務の譲渡禁止)

#### 第8条

甲および乙は、本契約により生ずる一切の権利および義務の全部または一部を、公権力の行使による場合を除き、双方の書面による承諾無くして、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(機密保持)

#### 第9条

甲および乙は、本契約期間中および本契約終了後3年間、本業務に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(責任の範囲)

#### 第10条

乙の責任範囲は、甲または甲の指定した荷送人から貨物を受け取り、甲または甲の指定した荷受人に貨物を引き渡すとともに、受領印を受け、その受領書を甲に提出したときまでとする。

(損害賠償)

## 第11条

- 1 乙は、本業務の遂行にあたり、乙または乙の従業員の故意または過失により貨物について滅失、毀損、変質、盗難等の損害を与えた場合は、甲に対して事故報告書を提出のうえ、その損害を賠償する。
- 2 乙は、自己の責に帰することのできない事由により本業務を遂行できなかった場合に生じた損害については、免責される。

(業務遂行中の事故)

## 第12条

乙、乙の従業員、乙の下請人ないし孫請人の本業務遂行中に発生する車両、貨物、人身、物損に関する事故については、乙が責任をもって処理し、甲はその責を負わない。

(保険加入義務)

## 第13条

乙は、自己の負担により、法令に定められた保険のほか、任意の自動車保険、総合賠償保険等、損害賠償請求に耐えうる保険を付保する。

(再委託)

## 第14条

- 1 本業務の全部または一部を乙が第三者に再委託する場合、乙は甲に事前に届け出た上、甲の書面による同意を得なければならない。
- 2 乙は、本業務を第三者に再委託する場合、当該第三者に本契約の各条項を遵守させ、本業務に関する責任を免れない。

(契約期間)

## 第15条

本契約は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに双方より書類による別段の意思表示がない場合は、本契約は同一条件で更に1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(中途解約)

## 第16条

甲および乙は、本契約の期間中であっても、3か月前までに相手方に対して文書により申し入れることにより、本契約の全部または一部を期間満了前に

解約することができる。

(解除)

#### 第17条

- 1 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに当たる場合、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 本契約の条項に違反したとき。
  - ② 監督官庁により営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
  - ③ 公租公課の滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分、競売の申立てを受けたとき。
  - ④ 破産、民事再生、会社更生等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。
  - ⑤ 支払停止もしくは手形交換所における取引停止処分、手形あるいは小切手を不渡りしたとき。
  - ⑥ 運賃等の支払いを5営業日以上遅延し、催告後10日を経ても入金されないとき。
  - ⑦ 前各号のほか、信用状態の著しい悪化等、継続取引を行うにつき重大な障害が生じたとき。
- 2 前項の規定による解除は相手方に対する損害賠償を妨げない。

(本契約に定めのない事項)

#### 第18条

本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、標準貨物運送約款、国土交通省ガイドライン等に従い、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

#### 第19条

甲および乙は、本契約に関する一切の裁判につき、乙の所在地を管轄する地方裁判所および簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本契約書を2通作成し、甲および乙はそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

(甲)

所在地

連絡先

会社名

代表取締役

(乙)

所在地

連絡先

会社名

代表取締役